

行革推進計画

～ 平成29年度 取組結果 ～

木更津市

平成29年度 行革推進計画の取組結果（総括表）

木更津市第5次行政改革大綱に基づき、平成29年度に重点的に取り組むこととした「木更津市行革推進計画」（全推進項目76項目中、19項目）の取組結果の概要については、以下のとおりです。

（1）平成29年度 木更津市行革推進計画の取り組み状況

取組状況 取り組み視点	新規実施	継続実施	検討・計画	計
(1) 業務戦略的な取組	4	2	1	7
(2) 組織戦略的な取組	0	1	0	1
(3) 協働戦略的な取組	3	2	0	5
(4) 財政戦略的な取組	1	4	1	6
計	8	9	2	19

（2）取組の達成状況

達成率 取り組み視点	0～49%	50～79%	80～100%	計
(1) 業務戦略的な取組	0	0	7	7
(2) 組織戦略的な取組	0	0	1	1
(3) 協働戦略的な取組	0	0	5	5
(4) 財政戦略的な取組	0	0	6	6
計	0	0	19	19

平成29年度に取り組んだ推進項目は、すべて計画どおり達成できました。

（3）全推進項目（76項目）の取組による財政効果

全ての推進項目の取組結果による、平成29年度の財政効果については、下記のとおりです。

	効果額 (千円)	推進項目	効果額 (千円)
歳入 効果額	946,866	市有財産の適正な管理と販売促進	946,740
		公共施設マネジメントの推進（下水道事業の経営健全化（公金収納業務の一元化））	126
歳出 効果額	83,722	総人件費の抑制（期末勤勉手当の役職加算率の引き下げ）	58,118
		指定管理者制度の活用（木更津市霊園）	2,954
		公共施設マネジメントの推進（公共工事コスト縮減）	22,650

行革推進計画 ～平成29年度に重点的に取り組むもの～

【取組目標の見方】

⇨ : 検討・計画 ⇨ : 実施 ⇨ : 継続実施

事業No.	基本方向に基づく取組視点	主担当課等	推進項目名称	現状と課題 (平成29年度に向けて)	平成29年度 取組等の概要	年度別取組目標				H29年度取組結果及び効果	達成率 (%)	
						H27	H28	H29	H30			
(1) 業務戦略的な取組												
1	イ. 行政サービスの質の向上	総務部行政改革推進室 総務部総務課 健康こども部 子育て支援課 健康こども部 健康推進課 関係各課	マイナポータル等の活用	国はマイナンバーカードを活用した各種サービスの導入を検討しており、平成29年7月からはマイナポータルを活用した子育てワンストップサービスの運用を開始します。本市においてもこのサービスの活用について、検討を進めていく必要があります。	国が優先的に取り組むとしている児童手当、保育、ひとり親支援及び母子保健に関する手続とマイナポータルとの連携について、検討します。また、国から配布が予定されているマイナポータル接続端末の活用についても検討します。		検討	検討・実施	継続実施	平成29年11月から本格運用が開始されたマイナポータルについて、本市では、子育てに関するサービスの情報検索を開始しました。また、国から配布されたマイナポータル接続端末を子育て支援課等に配布し、パソコンやスマートフォンを持っていない市民に向け、マイナポータルを閲覧できる環境を整えました。	80～100%	
2	イ. 行政サービスの質の向上 効率的な事務処理の推進	総務部行政改革推進室 関係各課	総合窓口等の検討	平成28年7月から試験的に派遣労働者を導入した住民票・諸証明及び税証明等発行業務については、民間活力の導入効果について引き続き検証を行うことが必要です。	平成28年7月から住民票・諸証明及び税証明等発行業務に、民間活力を活用した派遣労働者を導入しました。平成29年度も引き続き実施し、導入効果を検証するとともに、他の業務(記載台案内、庁内案内等)への導入について検討を行います。	検討・計画	実施	継続実施	継続実施	H28年度の実績により実施	平成29年度も引き続き、派遣労働者を活用した住民票・諸証明及び税証明交付受付業務を実施しました。接客スキルの高いスタッフによる配置を人事異動に関係なく配置できたことにより、繁忙期においてもスムーズな窓口業務を継続することができました。	80～100%
3	イ. 行政サービスの質の向上 効率的な事務処理の推進	健康こども部 子育て支援課 健康こども部 健康推進課	少子化対策に向けた様々な検討	少子化対策として、子どもを生み育てやすい社会の実現を目指し、子どもの心身の健やかな成長を図るため、発達段階に応じて切れ目のない総合的な支援を行うことが求められています。	新生児訪問事業の実施や、子育て世代包括支援センターの設置など多様な施策の実施に向けた検討を行い、発達段階に応じた切れ目のない総合的な支援体制の拡充を目指します。	検討・計画	検討・計画	実施	継続実施	乳児家庭全戸訪問事業は、健康推進課と共同で実施しており、助産師等によるきめ細かな支援ができました。子育て世代包括支援センターについては、開設準備のための検討会議・検討委員会を各2回開催し、関係各課と課題を把握し、今後連携するための調整を行いました。また、子育て家庭の支援を強化するため、市外に里帰り出産していた家庭への訪問を、モデル的に地域の主任児童委員に依頼し実施するとともに、子ども家庭総合支援拠点の設置に向けた準備を行いました。	80～100%	
4	イ. 行政サービスの質の向上 効率的な事務処理の推進	総務部管財課	電子入札の運用・拡大	工事、測量・コンサルタント以外の入札業務について電子入札を導入し、事務処理の迅速化等を目指す必要があります。	既に導入済である工事、測量・コンサルタントの電子入札に加え、委託、物品について、電子入札への移行を検討し、品質・競争性の向上、事務処理の迅速化等を図ります。	実施	継続実施	継続実施	継続実施	対象範囲の拡充	平成29年7月から、設計金額又は購入金額500万円以上の「物件の購入」の入札を電子入札に移行しました。その結果、平成29年度の電子入札の総件数は161件(工事145件 測量・コンサルタント14件 物品購入2件)で、平成28年度より16件増加しました。	80～100%
5	イ. 行政サービスの質の向上 効率的な事務処理の推進	総務部職員課・行政改革推進室 関係各課	部門強化に向けた組織の検討	福祉部門については、平成27年4月1日に施行した「生活困窮者自立支援法」を基に、福祉に関する総合的な支援体制の整備を図ることが求められています。また、防災関係については、大規模災害時に備え、自主防災組織の拡充や避難行動要支援者への対策など、地域防災力を高めるための支援体制がますます必要となっています。	自立支援に関する相談体制の拡充について検討するとともに、福祉関係の複合化する相談への体制を強化するため、総合窓口化を検討します。また、地域防災力を高めるための支援体制強化について、検討します。		検討	実施	継続実施	自立支援に関する相談体制の拡充や、福祉関係の複合化する相談への体制を強化するための総合窓口として自立支援課を新設し、また大規模災害時への早急な対応や、自主防災組織の拡充など、地域防災力を高めるための支援体制強化のため危機管理課を新設しました。	80～100%	




行革推進計画 ～平成29年度に重点的に取り組むもの～










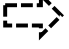
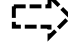


【取組目標の見方】

⇨ : 検討・計画 ⇨ : 実施 ⇨ : 継続実施




事業No.	基本方向に基づく取組視点	担当課等	推進項目名称	現状と課題 (平成29年度に向けて)	平成29年度 取組等の概要	年度別取組目標				H29年度取組結果及び効果	達成率 (%)
						H27	H28	H29	H30		
(1) 業務戦略的な取組											
6	ウ. 効率的な事務処理の推進	財務部収税対策室 関係各課	自動音声による電話催告システムの導入	現在は、担当部署及び関係部署の職員が直接電話催告を行っています。新規滞納者を抑制するには、早期の催告が有効ですが、電話をかける人員・件数には限界があります。	音声案内による電話催告システムの導入により、効率的な収納案内をすることが期待できます。このシステムを活用し、市税等の納期限後に案内をすることにより、新規滞納者を抑制し、現年度徴収率の向上を図ります。	検討 ⇨	実施 ⇨	継続実施 ⇨	平成29年7月から音声案内による電話催告システムを利用し、市税等の納期限後効率的な収納案内を行うことができました。システムの活用により、早期の納税を促すことができ、また職員もこれまで電話催告業務に費やした時間を他の業務に充てることができました。	80～100%	
7	ウ. 効率的な事務処理の推進	総務部行政改革推進室 関係各課	内部業務の省力化・効率化	市に求められる行政需要が多様化・複雑化し、これに伴い事務事業はますます増加しています。このため、内部業務の省力化・効率化を更に進め、単純な事務について、外部化・システム化していくことが必要です。	内部業務の省力化・効率化について、具体的な方策を検討します。その一つとして、公共料金を口座引き落としするサービス（公共料金事前明細サービス）の導入により、事務作業の軽減を図るための検討を進めます。	検討 ⇨	検討 ⇨	実施 ⇨	公共料金事前明細サービスの導入について、会計室と協議を行い、平成30年12月稼働に向けた準備を行いました。また、第三者の視点での業務の可視化による業務改善については、試験的に市民課の住民異動手続きの可視化を行いました。現状の課題等を見出すことで、改善につながることを期待できます。	80～100%	
(2) 組織戦略的な取組											
8	ウ. 改善意識の共有化 才. 職場環境の整備	総務部行政改革推進室・職員課	時間外勤務縮減に向けた取組の実施	恒常的に時間外勤務が行われている職場の業務量調査やヒアリングを実施し、問題意識の共有化及び職場環境の整備を進めることが必要です。	平成28年度、課等の長及び5級職以下の職員を対象に時間外勤務に関するアンケートを実施し、また市民部及び福祉部を対象に業務量調査を行いました。平成29年度以降は他部署への業務量調査を順次実施し、民間活力の導入や適正な人事配置などにより時間外勤務縮減に取り組みます。	実施 ⇨	継続実施 ⇨	継続実施 ⇨	保険年金課及び高齢者福祉課に対し、業務量調査の結果を基にしたヒアリングを実施し、ヒアリング結果から民が実施できる業務を明確化しました。今後は、民間活力を導入できる事業を切り出していくことで、限られた職員の適正配置などにより時間外勤務縮減につなげることが期待できます。	80～100%	
(3) 協働戦略的な取組											
9	イ. 民間活力の活用	総務部行政改革推進室	PPP（官民パートナーシップ）の促進	官と民の役割分担を見直し、より積極的な民間活力の導入について検討することが必要です。	各課等の業務フローにおいて、民間活力を導入できる部分を調査・検討するとともに、順次導入を進めていきます。	実施 ⇨	継続実施 ⇨	継続実施 ⇨	業務量調査結果を基に実施した保険年金課及び高齢者福祉課へのヒアリングにより、民間委託可能な業務について、整理を行いました。また、市民課記載台案内及び庁内案内業務について派遣職員の活用拡大を検討しました。	80～100%	
10	イ. 民間活力の活用	環境部火葬場建設準備室	PPP（官民パートナーシップ）の促進	木更津市火葬場の老朽化等に伴い、新たな火葬場を早急に整備する必要があります。また、効率的な施設運営を目指し、近隣市との広域的な建設・運営についても検討することが必要です。	庁内でのPFI導入検討委員会において「PFI方式を検討する」という方針が出され、それを踏まえPFI導入可能性調査を実施したところ、PFI方式が最も適していると示されました。今後は、この結果を基に、PFIアドバイザー契約締結等に向けた調整や、事業推進に向けた近隣市との協議に取り組みます。	検討 ⇨	検討 ⇨	計画・実施 ⇨ アドバイザー契約の締結	継続実施 ⇨ PFI事業者の選定	火葬場整備の指針となる基本計画を策定するとともに、PFIアドバイザー契約を締結し、事業者選定に向けた具体的な手続きに着手しました。また、事業費の負担割合等に関して近隣3市と協議を行い、PFI事業に係る施設整備費や管理運営費等について合意し、協定を締結しました。	80～100%

行革推進計画 ～平成29年度に重点的に取り組むもの～

【取組目標の見方】
 : 検討・計画  : 実施  : 継続実施

事業No.	基本方向に基づく取組視点	担当課等	推進項目名称	現状と課題 (平成29年度に向けて)	平成29年度 取組等の概要	年度別取組目標				H29年度取組結果及び効果	達成率 (%)
						H27	H28	H29	H30		
(3) 協働戦略的な取組											
11	イ. 民間活力の活用	総務部行政改革推進室	指定管理者制度の活用	14件の公の施設で導入済みです。直営で管理している公の施設については、本制度や他の民間活力を活用した制度の導入について検討が必要です。本市の指定管理者制度は、平成17年度に基本方針を策定し運用を図ってきましたが、導入から10年以上が経過していることから、運用のあり方等の見直しが必要です。	公の施設のうち、指定管理者制度により管理を行うことが効果的・効率的な施設について、新規導入に向けた検討を行い、導入済施設は引き続き適切な運用を図ります。また、本市制度の課題等を整理するとともに情報収集を行い、「指定管理者制度導入に係る基本方針」の見直しについて検討します。	継続実施 	継続実施 	継続実施  基本方針の見直し 	継続実施  新基本方針の策定 	制度導入開始時に導入はなまじまいとしていた施設については、法の制約があり制度導入ができない場合や、市が直接管理を行わなければならない特段の理由がある場合を除き、原則として、個別施設ごとに指定管理者制度の導入を検討することとしました。また、「指定管理者制度導入に係る基本方針」の見直しを行い、平成30年2月に「指定管理者制度運用ガイドライン」を新たに策定しました。	80～100%
12	イ. 民間活力の活用	環境部環境管理課	指定管理者制度の活用	木更津市霊園では、平成27年4月より、それまで個別に行っていた維持管理に関する業務委託を、包括的業務委託に集約するとともに、現地に管理人を常駐することにより、コストの削減と市民サービスの向上が実現しました。しかし、申請、届出等の受付については、従来通り、環境管理課で行っており、指定管理者制度導入の際にはこれらの業務を包含していくことが望まれます。	平成30年度から指定管理者制度の導入に向け、霊園の維持管理運営業務の包括的業務委託の実績等を勘案し、指定管理者業務の範囲及び指定期間等について検討のうえ、指定管理者の指定に向けた手続きを推進します。	検討・計画 	検討・計画 条例改正 	実施 指定管理者候補者の選定・指定管理者の指定 	継続実施 業務開始 	平成27年度から開始した包括業務委託を引き続き実施しました。また、平成30年度からの指定管理者制度の導入準備を行い、これまで職員が行っていた申請、届出等の受付業務についても一部を指定管理業務に包含しました。 ・平成26年度霊園維持管理運営費委託料 合計21,853,932円 (合葬式墓地分は含まず) ・平成29年度包括業務委託金額 18,900千円 ・歳出効果額 21,854千円-18,900千円=2,954千円 【参考】 ・平成27年度包括業務委託設計金額 (合葬式墓地分も含む) 27,000千円	80～100%
13	イ. 民間活力の活用	健康こども部 こども保育課	市立保育園の民営化	時代のニーズに合った保育サービスの提供と待機児童の解消に向け、関係機関からの意見等を踏まえ、平成28年度に「木更津市立保育園民営化方針(素案)」を作成しました。今後は、民営化対象保育園、譲渡先法人の公募に向けた対応が必要です。	市立保育園の民営化は、待機児童の状況を踏まえると共に、木更津市次世代育成支援対策審議会の提言を受け、平成28年度に「木更津市立保育園民営化方針(素案)」を作成し、パブリックコメントも実施したため、寄せられた意見を踏まえた民営化方針を確定するとともに、民営化対象保育園の選定、譲渡先法人の公募に向けた手続等の推進を図ります。	検討・計画 	検討・計画 民営化方針策定 	実施 民営化計画に沿った事務手続等 	継続実施 	各保育園保護者総会及び平成29年6月市議会において「市立保育園の民営化方針」を説明し、了承を得ました。その後、民営化対象保育園の移譲について、保護者への説明会開催や、応募対象となる社会福祉法人への意見等の聴取を行いました。また、「市立保育園民営化事業者募集要項」を策定するとともに、「市立保育園民営化・法人選定委員会」の設置準備を進めました。	80～100%

行革推進計画 ～平成29年度に重点的に取り組むもの～

【取組目標の見方】
 : 検討・計画
  : 実施
  : 継続実施

事業No.	基本方向に基づく取組視点	担当課等	推進項目名称	現状と課題 (平成29年度に向けて)	平成29年度 取組等の概要	年度別取組目標				H29年度取組結果及び効果	達成率 (%)
						H27	H28	H29	H30		
(4) 財政戦略的な取組											
14	ア. 安定的な財源確保	総務部行政改革推進室 関係各課	使用料・手数料の見直し	消費税率8%への引上げに係る見直しの際、一部に使用料及び手数料の金額を据え置いたものもあり、受益と負担の公平性の確保から、消費税10%への引上げによる物価上昇等も含めた負担額の検討が必要です。	平成28年5月に策定した「使用料・手数料等の見直しに関する基本方針」に基づき、一部の使用料等を見直しを先行実施し、条例改正議案について、同年12月市議会定例会において可決いただいたところです。残る施設についても「受益と負担の公平性の確保」の観点から、引き続き使用料の見直しを行います。	検討・計画 	実施 条例改正 	継続実施 使用料等 引き上げ  教育関連 施設の検討 	実施 	平成29年度は、教育関係施設に係る使用料の見直しを引き続き行い、平成30年4月から公民館等の使用料を改定しました。平成28年度及び平成29年度の取り組みにより、全ての公共施設の見直しを実施しました。	80～100%
15	ア. 安定的な財源確保	財務部財政課	新たな予算編成方法の確立	平成26年度までは、トップマネジメントに基づき、総合プランや市長の政策ビジョンにおける重点施策実施に向けた行政評価を行い、その結果を踏まえた「政策別一般財源枠配分方式」による予算要求、編成作業を行ってまいりましたが、近年は、枠配分財源の部内横断的な調整や、対象経費の抜本的な見直しが不十分であるなど、予算要求の硬直化も見られています。このことから、施策・事業の行政評価制度から進行管理制度への変更を受け、新たなマネジメント制度に適応した予算編成方法の確立が必要となっています。	限られた財源を有効活用するために、市基本計画・実施計画に位置づけた計画事業以外の事務事業について、査定方法の統一基準を定め、経常的事業経費等の抑制を図ります。その上で、平成27年度から導入した予算要求額の上限の設定について、更なる検証を進めます。	継続実施 	継続実施 	継続実施 	継続実施 	予算要求額の上限の設定の取組について、直近の決算がでている平成28年度でみると、当初予算要求の際に、前年度9月補正予算の一般財源所要額に10%のマイナスシーリングを設定したことにより、決算では義務的経費の増加により経常的経費が増加したものの、義務的経費以外の経常的経費は減少しました。	80～100%
16	イ. 効率的な予算執行	総務部行政改革推進室 関係各課	補助金・負担金 の見直し	補助金・負担金の交付に関する運用は、社会情勢の変化も踏まえつつ、限られた財源の中で効果的・効率的に行うことが必要であることから、その必要性や効果を検証・評価し、対象事業等の見直しを行う必要があります。	情報収集等を行った上で基本方針の見直し及び公表を行い、補助金・負担金等の状況調査を実施します。	検討・計画 基準の改定 	実施 新基準による見直し 	継続実施 	補助金・負担金の見直しに関する基本方針について、平成29年8月に策定し、全面見直しを行うため、関係各課等へ状況調査を実施しました。また、見直し内容の公表に向けた準備を行いました。	80～100%	
17	イ. 効率的な予算執行 公共施設マネジメントの推進	総務部行政改革推進室・各施設等所管課	公共施設マネジメントの推進	「公共施設等総合管理計画」を平成28年5月に策定、続いて「公共施設再配置計画」(平成29年2月策定予定)を策定した後は、計画を実行する段階に入りますが、公共施設を一元的に管理する部署を設け、計画実施を推進することが望ましいです。	「公共施設再配置計画」(平成29年2月策定予定)に基づき、平成29年度以降は、5年毎の「実行プラン」を作成し、公共建築物の具体的な再編に取り組みます。再編にあたっては、地域特性に留意し、地域の活動やコミュニティが継続されるように配慮した計画とします。また、インフラ施設については、各長寿命化計画等に基づき、適正な維持管理を目指します。	実施 	継続実施 	継続実施 	継続実施 	公共施設全体の再編の方向性を示した「木更津市公共施設再配置計画(平成29年2月)」に基づいて、最初の5年間に取組む具体的な内容となる「第1期実行プラン(平成30年2月)」を策定しました。	80～100%

行革推進計画 ～平成29年度に重点的に取り組むもの～

【取組目標の見方】

⇨:検討・計画 ⇨:実施 ⇨:継続実施

事業No.	基本方向に基づく取組視点	担当課等	推進項目名称	現状と課題 (平成29年度に向けて)	平成29年度 取組等の概要	年度別取組目標				H29年度取組結果及び効果	達成率 (%)
						H27	H28	H29	H30		
(4) 財政戦略的な取組											
18	ウ. 公共施設マネジメントの推進	教育部教育総務課	教育財産の有効活用及び用途変更の検討 (学校予定地の処分及び有効活用)	学校予定地については、行政財産の目的外使用許可により有効活用に努めているところですが、学校予定地及び学校予定地以外の教育財産としての活用性が低い箇所については、今後、施設の再配置を進める中で普通財産への用途変更等の検討が必要です。	教育施設の再配置を進める中で、教育財産としての活用が見込めなくなるものや、未利用の予定地について普通財産への用途変更を推進します。	実施 未利用財産の用途変更決定 ⇨	継続実施 用途変更 ⇨	継続実施 新たな未利用財産の用途変更の検討を実施 ⇨	継続実施 ⇨	(仮称) 大久保小学校予定地については、「木更津市立小中学校の適正規模及び適正配置に関する基本方針」に基づき、教育財産としての活用を引き続き検討しました。	80～100%
19	エ. 地方公営企業等の経営健全化	水道部業務課	君津地域水道事業統合広域化、水道事業の経営健全化	水道事業を取り巻く環境は大きく変化しており、本市において現在増加している人口も将来的には減少に転じ、給水収益が減少していく中で、高度経済成長期に建設された浄水場等の施設の更新や、地震等の災害に備えた管路の更新に多額の費用が必要とされることから、中長期的な経営基盤の強化を図るため、水道事業の統合広域化等の検討が必要です。	水道事業の統合広域化に向け、平成25年度に木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市及び君津広域水道企業団と統合広域化に関する覚書を締結し、平成26年度からは統合協議会要綱により設置された各組織による協議検討を実施し、基本協定の締結を目指しております。基本協定が締結された後は、国への水道事業の認可等を経て統合広域化となる予定です。	検討・計画 ⇨	検討・計画 ⇨	検討・計画 ⇨	検討・計画 ⇨	平成29年度の水道事業統合広域化の取組結果として、平成29年7月に「君津地域水道事業統合広域化基本計画」のパブリックコメントを実施し、9月議会にて水道事業統合広域化出資金の債務負担行為の議決を受けました。その後、10月30日に「君津地域水道事業の統合広域化に関する基本協定」を関係団体と締結し、平成31年4月1日の統合を決定しました。	80～100%

【取組視点の体系図】

